

令和5年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和5年12月12日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 4 11番 鈴木勝久君（P57～P69）

No. 5 14番 大石雪雄君（P70～P76）

No. 6 1番 小澤佑太君（P78～P83）

追加日程第 1 議案第81号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第82号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第83号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 4 議案第84号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 5 議案第85号 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業令和5年度施工雪割橋公園整備工事（第1工区）請負契約について

追加日程第 6 議案第86号 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第7号）

追加日程第 7 議案第87号 令和5年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

追加日程第 8 議案第88号 令和5年度西郷村水道事業会計補正予算（第3号）

追加日程第 9 議案第89号 令和5年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第3号）

追加日程第10 議案第90号 令和5年度西郷村下水道事業会計補正予算（第4号）

・出席議員（16名）

1番 小澤佑太君	2番 須藤正樹君	3番 山崎 昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	6番 鈴木 修君
7番 君島栄一君	8番 鈴木武男君	9番 河西美次君
10番 真船正康君	11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君	14番 大石雪雄君	15番 矢吹利夫君
16番 真船正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	関根由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部祥一君	防 災 課 長	和知正道君
税 務 課 長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福 祉 課 長	相川佐江子君	健康推進課長	添田真二君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川哲也君
建 設 課 長	相川 晃君	上下水道課長	木村三義君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	須藤隆士君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	黒 須 賢 博	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議会事務局長 庶 務 係 長	保 坂 真 理		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは早速、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第4、11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

◇11番 鈴木勝久君

1. 村長の政治姿勢について

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久であります。

通告に従って一般質問を始めさせていただきます。

質問事項として、村長の政治姿勢とあります。

最初、質問項目5つほど考えていたんですけども、今回盛土について、含めて一覽にしておいたんですけども、大変人命に関わるような重大な事象が出てまいりましたので、この盛土1本で今日はやらせていただきます。

それでは、真船地区の盛土問題についてお伺いしますということです。

まず、（1）新聞記事の内容についてでございますが、去る12月1日、福島民報新聞におきまして、中通りに大量の土砂という見出しで、西郷村の盛土関係の記事が載っておられました。その内容について、県町村会で内堀知事と意見交換会の中で西郷村の盛土問題について、村長と知事のお話の内容が載っておりました。それについてちょっとその内容について詳しく村長のほうからお伺いしたいんですけども、この意見交換会の席上、村長、まず知事とどのようなお話をなさったか、その内容についてお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

12月1日、福島民報新聞に載った大量土砂の件についてでありますけれども、去る11月30日に福島市で開かれた県町村会役員と県知事との意見交換がありました。

その中で、私、西白河地方町村会長を今仰せつかっております、そこに出席しております、西郷村としては2点ほど知事をお願いした件があります。

1つは、国道289号線、3年後あたりに八十里越が完成するということで、その早期完成、そして本村においては急勾配、線形不良、あるいは歩道設置等併せてお

願いたいということを第1点目としてお願いした次第であります。

2点目として、村内の幹線道路沿いの土地に県外から大量の土砂が運び込まれ、現在は高い盛土となっており、近隣住民から崩落の危険性などを訴える声が村に多く寄せられていることを県知事に申し上げました。さらに、土地の権利の関係で行政は盛土されている土地に立ち入ることができず、盛土を規制する条例が県にはないことから盛土への土砂の搬入を禁止できないため、県知事に対して規制条例を早期制定するよう求める発言をしたところであります。そういうことで知事に要望した次第であります。

- 議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の再質問を許します。11番鈴木勝久君。
  - 11番（鈴木勝久君） 規制条例をつくってくださいということで、ここに書いてあるのは、本県がこの問題の投棄地になってはいけないと強調し、ということでありましたが、その知事の反応というか、知事は規制条例をつくっていただきたいと言ってどのような反応というか、知事からの返答があったのか、その辺も詳しく教えていただければお願いします。
  - 議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。
  - 村長（高橋廣志君） 知事の反応ということでありますけれども、新聞等にもありましたとおり、内堀知事からは本県がこの問題の投棄地になってはいけない。他県の事例などを踏まえ、条例制定に向けた検討を深めるという回答を得たところであります。
  - 議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。
  - 11番（鈴木勝久君） 続きまして、福島民友新聞で遅れて2日目、西郷村、矢祭町に大量の土砂ということで、民家裏盛土10メートル、これはもうちょっと詳しくその場所について書かれているものでございますが、ここには昨年9月に発覚し、県が直後に立入調査を実施した。運般元の業者は自社で搬出した土だと説明しているとありました。これで、直ちに県は立入調査をしたということですが、9月に立入調査したところは観音坂の上の国道289号線沿いの盛土、もっと詳しく言えば、太陽光のある裏の盛土ということで、これは村長、分からない。それで、運搬業者にも接触したということですね。運般元の業者が自社で搬出した土だと説明していると言う。それで10トン等が少なくとも13回、土砂は廃棄物処理法の規制対象に含まれない。
- これが問題なんですけれども、ここで、村は県にこの件について内容を知っていると思うんですけれども、6月に言った段階で県との連絡は取ってあったんですね。それで産業廃棄物じゃないという確証を得たんでしょうか、その時点で。規制対象に含まれないということは、産廃ではないということだったんですね。その確認は県となさったんですか、お伺いいたします。
- 議長（真船正晃君） 産業振興課長。
  - 産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年、県のほうで盛土が始まってから立入検査ということで、実施されると話は聞

いております。その際には、県の産廃の問題を扱う振興局のほうなんかでも出向いておりまして、その時点では産廃ではないという話を県のほうからは聞いておりません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そのとき、運般元の業者もついでに聞いていたんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

運般元の業者につきましては、現場の立ち入るところ、入り口のところに看板等が設置してありますので、それにて判明したという形となっております。

○11番（鈴木勝久君） 最後がちょっと分からない。

○産業振興課長（相川哲也君） 業者の名前については看板が設置されてありましたので、それでどこどこ、あと電話番号なんかも明記されていまして、それによって知ったという形となっております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 6月、9月には業者名ははっきりできないという話だったんですけども、じゃ、業者名、運般元、それに施工している業者、それは全て村でも把握しているということですね。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

業者につきましては村では把握はしております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、まず具体的に入っていきます。

まず、甲子高原駐在所前、盛土についてでございます。これは9月に私一般質問でちょっとしました。8月時点ではあれの3分の1も、山が、山というか、あの盛土がされていなかった状態だったんで、それほど気にしなかったんですけども、それでも何か2か所で盛土がされてきたのかなと言ってびっくりしていたんですけども、ここの近所の住民に私も聞いてまいりましたら、去年の7月、私、8月行ったんですけども、7月ぐらいから盛土が始まって、ここのもう一つの河北新報、ここの新聞社には29日に撮影したものだと思うんですけども、詳しく載っておりますが、私もここで話聞かせていただきました。大変本当に裏山が崩れたらどうするんだというような状況で、本当に地域住民の方、心配なさっております。村もここを何回か見られたと思うんですけども、この盛土の仕方が違法性はないか、あるか、お答え願えますか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 鈴木勝久議員の質問にお答えをさせていただきます。

これまでの経過をまずちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、川谷地区の盛土につきましては、12月1日、福島民報社の新聞に掲載されたことを最初と

して、その後、各新聞社及びテレビ局により取材が行われ、報道されてきた状況にございます。村にも近隣住民はもとより新聞、テレビを見た村民の方をはじめ、県外に住む村出身の方より崩落の危険性を危惧する電話、問合せまたふるさとを心配する声などが寄せられている状況にございます。

また、今般の新聞記事やテレビ報道においても、近隣住民の方の盛土崩落を危惧する声、不安や恐怖の声など、切実な思いを感じております。当該現場につきましては令和5年7月地域住民からの通報により盛土等について把握したところでございます。

村としても、これまで村顧問弁護士や県、警察等に相談するとともに、各課、情報共有を図り、職員による巡回、現地においては事業者や現地作業従事者に接触して聞き取りを行いまして、情報収集等、でき得る限りの指導を行ってまいりました。現状としては事業者による誠実な対応には至っていない状況にございます。

ただいま議員からあの盛土が適正かというようなご質問をお受けしております。現時点において、法的な規制ができない状況にございます。あそこに法的な規制がかれば、あの盛土は違法性があるのではないかと感じております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 盛土法というのがありまして、そこですと、盛土の仕方というのがあります。5メートル積んで浸食、砂の状態によって転圧をしなさいとか、空き地を何メートル設けなさい、側溝を設けなさい、擁壁を設けなさいという、いろいろ資料を見ますと、そういう書き方をしてあるんです。こういう場所は私有地だから10メートルも高く積んでいても空き地とか水を排出する側溝らしいものとか、擁壁とかというのは造る必要ないんでしょうか。土砂災害防止法とか地すべり等防止法とか、いろいろ細かいもの、ありますよね。そういうものにはここは抵触しないんですか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

先ほども申し上げたところでございますけれども、あそこの地区が法的に何の規制もかからない場所になります。地権の絡みで村も指導とか措置命令とか、そういうものが出せない状況にございまして、あくまでも先ほどでき得る限りの指導ということでございましたけれども、事業をやめてほしい、崩落防止の措置を取ってほしい、排水処理をしてほしいというようなあくまでも要請と、今の時点では要請という形で行ってきたところです。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 先ほど、搬出業者が分かってその業者とはコンタクトを取っている。その中でそういう要請は村側で業者というか搬出元の方にはしているということですね。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

建設課におきましては、現地においてその事業主、あと現地作業従事者と直接会って話をしております。私どものほうでもその事業者というものは把握して、連絡先も把握しております。

○11番（鈴木勝久君） 言ってあるということか。

○建設課長（相川 晃君） 言ってあります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これは6月にも言ったんですけれども、たとえ違反していても業者、執行しないんです、そういうのが多々見られるんです。それで、私たちは住民の生命、財産、これを守ることを第一としています。あの現場は、課長も行っていらっしゃって分かると思いますけれども、誰が見ても非常に危険なんです。

もう目の前にこちらから、ちょっとこの写真の住宅地のほうから見ると、10メートルじゃないです、15メートルぐらいの高さに上がっていて、それも今、水道みたいなのができていて、いつ土砂が崩落するか分からない。そんな状態でそこに住民が住んでいらっしゃる。山の高いほうには高齢者の方がいらっしゃるんです。夜も寝ていられないという、そういう声なんです。私たちは業者が言って聞かなかつたら、次の手を打つべきだと思うんです。そんなの待ってられませんから。まずはそこにいる住民、その方々の生命、財産を守る手だて、行政側にさせていただきたい。これは切に思っています。

そのこの住民の方も、何でこんな目に遭わなきゃならないんだと。私たちはここに住んでいても毎日夕日が見えた。今は前が閉ざされて真っ暗だと。それでいつ崩落するか分からないこの場所に、おちおち眠っていられないと言う。誰か助けてくれないんですか。私たちは今まで生きてきて悪いことなんか一切していませんと。切に願っています。それを課長もそういうお話は聞いていると思うんですけれども、これから雪が降ります。解けます、凍ります。それが滑り落ちただけでも、それが住宅に直撃したら大変危険な状態でございます。

まず、行政は、これから言いますけれども、今、話出てきちゃったから、行政はここに住んでいる住民の方々に安心していただくために、例えば擁壁を造るとか、一時別な場所に住んでいただくとか、何かそういう方法で住民の安全を担保できるような、そういう政策は取っていただけないんでしょうか。一番大事なんで、先に言いました。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

課長はしょっちゅう現場に行きまして現地調査、そして先ほどもお答えしましたように、業者も把握してございまして、そういった方をお願いしてきたところでありまして、いかんせん私権、個人の土地の問題でありますので、行政としての限度があるということでもあります。しかしながら、今、議員がおっしゃるように、住民の方、本当に今朝も雨が降りまして、私もあそこはどうなのかなという、気がかりになっております。村としてもそういう状況を踏まえながら、できることは精一

杯やっしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村長には今話聞いてできるだけという言葉をいただいたんですが、いつ何が起こるか分からないです。今、こういうふうにしてしゃべっている時点で地震が発生するかも分からない。3.11ぐらいの大きな地震ですと、完全にあの山は崩落する可能性が強い。ですから、一日も早く具体的に、例えばこれは担当課長とお話ししたんですけれども、あの住宅の前にトンパック等々を置いていただいて一時的な擁壁等になるような、そういう壁を造っていただくとか、まずは行政側で。そういう具体的な行動というか、作業をしていただきたいと思いますけれども、その辺は村長、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

排水の処理とか、いろいろ検討すべきことはあるかと思えます。ただ、あそこは場所が狭いということで、昨日も現地を見た写真あるんですけれども、トンパックを置くにしても重機が届くかどうかとか、いろんな制限もありますので、何が効果的か、あらゆることを考えて対応していきたいと思えます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ですから早めに住民の方とお話ししまして、何が安全かと知恵を出し合って、取りあえずあそこに住んでいる方々に対しては安全性を担保していただき、また払拭していただきたいと思っております。

河北新報には後段に、この土砂搬入に関わったと見られる業者、昨年、千葉県野田市の休耕田、無許可で土砂運び、盛土したと。県の残土条例違反で摘発されたとなっております。また、前年には埼玉県でも同様の行為で措置命令を受けた。こういう業者でございます。ですから、一筋縄ではいかない。

ここに、不法・危険盛土等への対処方策ガイドラインというのがありまして、国土交通省で出しておりますけれども、行為者が是正命令等に従わない場合でも、行政代執行等ちゅうちょすることなく行動すべきというか、行政は動くべきだと、書いてあります。早期発見、現状把握、行為者に対する行政処分、関係部局との連絡をして本法の実効性を確保してください。

これはやらないと、危険だという行為が分かっているやらないということは、行政のほうにも瑕疵があるんじゃないかと、住民に告発されたという事例もありますけれども、行政の怠慢も疑われる可能性があります。ですから、行政はいち早く危険を察知したら、すぐに住民に対して、ちゅうちょなく行政処分を実施していただきたいと思えますけれども、地域住民の方の話ですと、どうも埼玉県警がこちらに来たような話が定かでないんですけれども、来たという話を聞いているんですけれども、それは村では把握していますか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。



私どものほうにも、地域住民の方から埼玉県警の方が捜査の一環になろうかと思えますけれども、村に来たという話は聞いております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） もう一つ書いてあるのが、土地は県外の男性の所有地でしたが業者が購入したと書いてあります。この男性は河北新聞に取材で弁護士に依頼しているので話せないという話になっておりますけれども、村はこの後、この業者に対して何度もお話はされたと思うんですけども、県ともお話ししていますよね。盛土規制法等々に絡んで、ここの問題は新聞、テレビ等々で放送されると思うんで、知事も言っているしやるんで、知っていると思うんですけども、その盛土規制法、これは今どのような状況になっているか。また、この規制法がここに適用されるのか、されないのか、その辺も含めて分かっていたら教えていただきたいんですけども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

盛土規制法に絡んでの県の現在の状況としましては、規制区域を設定するための調査を行っている段階でございます。それがせんだって担当者の方とちょっとお電話をさせていただいたときに、今年中にその指定区域を設定して、年明けに会議を持って市町村にその指定区域を公表するという段階にあるという話でございます。

あと、盛土規制法が当該地に適用されるかというご質問でございましたが、そちらにつきましてもちょっと確認をさせていただいたところなんですが、盛土規制法が運用され始めた後も、既に行われた土地に対しても土地の所有者はそれを管理する責務を有するというので、指導、措置命令、最終的には罰則の段階までいけるという話をいただいております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 国は今年の5月26日に盛土規制法を施行されました。ですから、5月26日からその法律でこの盛土を規制する。そういう新たな法律ができて、県がそのことについて網をかぶせると。網をかぶせるということは、もうほとんどの山林には許可なしに盛土をして、盛土、捨て土、そういうことをしてはいけませんということなんです。それでその以降にやったものもその規制対象になりますよと、そういうことですよ。

それで、じゃあこの業者にアタックというか、行ってあなたがやっていることは違法性が十分高いと、この規制法にのっとったら、さっき言った5メートルやったら、その倍ですから、10メートルの空き地を取ったりというそれが生きてくるわけです。だから、その法でこれを規制するということが村ではできるはずだと思うんです。そのようにその業者とというか、その行為者その人たちともう一度話し合っ止めてもらうとか、山を削ってもらうとか、そういう行為はできると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

現在、県で進めております規制区域の設定でございますけれども、それが決まった後、県の盛土規制法に絡んでの条例が制定されると思います。県の条例に基づいて、先ほど申しあげました指導、措置命令、最終的には罰則を求める告発となってくると思います。あくまでも盛土規制法に絡んでの実施主体というか、そちらに関しては福島県が担うこととなります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 福島県が担うようになるのはかまわないんですけども、現在進行形なんです、今も続いている、村民の方が危険な目に遭っている。だからいち早くそれをストップ、ここ1週間、2週間見ていると、ストップしている状態でありましてけれども、ストップさせて、その旨業者に指導なり通達というか、何というんですか、やめさせるような指導です。それと、その危険性がない状態にしていただくというのをできるだけそれをしながら、その住民に対して今現時点では危ない、危険な状態になっておりますので、その危険を回避する行動というか、そういう先ほど提案しましたトンバックを設置するとか、何かやって、その安全性を確保するような、または、移動していただくとか、安全性を確保するようなことをやっていただきたいと思います。

あと最後に、今後の対応ということもございまして、続きまして、川谷地区の国道289号沿いの盛土についても続けていきたいと思っておりますけれども、これはもう1年近くなります。去年の9月から延々とやっております、本当に危ないのは、上空から見ていると、もう自分のところの3の3、3の4の自分の、その事業者というか、その人の土地からはみ出して盛土が6月のもう倍じゃないです。3倍、5倍になっています。上から見ると。ですから、隣の地権者のところにまで入っているような状態でございます。これ、隣の地権者、この方にはあなたのところにも盛土というか、建設残土、発生土だと思うんですけども、これが侵入していますよと、村側ははみ出しているところとか、その地権者が理解しているのか、連絡もしているのか。両方でお聞きしたいんですけども、相当の量が搬出されて、土地をオーバーして、他人のところまで土が出ているんですけども、この地権者は自分のほうまで盛土が来ていることは理解しているのでしょうか。その確認もしているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

川谷地区の国道289号線沿いの盛土についてでございますけれども、こちらの当該箇所につきましては森林法が一部絡んでいる部分もありますので、私のほうから答弁させていただきますけれども、まず、盛土のエリアがはみ出して隣の地権者の土地にもはみ出してきているというようなことについては私ども確認といたしますか、把握しているところでございますが、そのはみ出している事実が当地権者が認識しているかどうかについては確認はしていないところでございます。

国道289号線の盛土についてなんですが、令和5年の第3回定例会時にお答えした内容と同じになってしまいますけれども、当該地域につきましては、森林法の規定に関わる部分がございますので、産業振興課と福島県及び福島県警察などの各種関係機関と連携を図り、情報の共有を行うとともに、法令にのっとって対応に当たっているところでございます。

現在、議員がおっしゃいましたとおり、かなりエリアが広がっているということで、現在は盛土をしているエリアが1ヘクタールを超えてきていると思われる状況でございます。森林法の規定によりますと、1ヘクタールを超える開発行為は都道府県知事の許可を得なければならないとされております。福島県におきましては現在の状況を確認したところでございますけれども、無許可開発であり、森林法第10条の2開発行為の許可に対する違反行為であると認められるため、森林法第10条の3監督処分により、開発行為の中止指示を文書で土地所有者に送付し、現在、行政手続法第13条の1項の規定による弁明の機会を与えているところであり、今後は開発行為の中止、復旧措置を命ずる考えであるという話を聞いているところでございます。

村におきましても、連携を強化し、対応に当たってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 6月にはその森林法に抵触するというので、その先は言っていなかったんですけども、事業者というか行為者に対して文書で通知した。これはいつのことなんでしょうか。いつ通知したんですか、行為者に対して。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

通知、いつという日付の話だと思いますけれども、ちょっと日付につきましては把握しておりません。ただ、日にちにつきましては最近盛土のエリアが広がっているという情報提供を行い、県のほうでも確認し、完全に測量という形で正式に命令、指示が出ているわけではないんですが、完全に1ヘクタールは超えているだろうというようなことでそのような行為に及んだということで、11月中に県のほうとも話合いを持って打合せしてきた中で、そういったことになるという話でしたので、11月の日にち、何日かまではちょっと確認していませんが、その日にちだということで認識はしております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この森林法で工事差止めするまでにどのぐらいの日にちというか、それとこの違反が確定して、罰則規定があるんでしょうけれども、そこまで至るまでにはどのぐらいかかるんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

開発行為の中止、復旧措置ということで、罰則規定は森林法のほうではないので、罰則ということにはならないかと思うんですけども、そのような開発の行為の許可に違反するということになれば、監督処分ということで、開発行為の中止、復旧措置を命ずるといようなことでありまして、実際いつになるのかという話ですが、現在につきましては行政手続法の第13条の第1項の機会による弁明の機会を与えているといようなこととなっております、この弁明の機会も、実はちょっと今資料がないのでお答えできませんけれども、何週間か、そういった機会、期間を設けてその後、中止、または復旧措置を命ずるといような形となるかと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、1ヘクタール以上ということで、私は太陽光発電のときにちょっと勉強していたんですけども、この林地開発許可申請、これも1ヘクタール以上から出さなきゃならないですね県に。そうすると、もう森林法も林地開発許可、ですから両方とも1ヘクタールを経れば、県が監督というか、県も指導なり罰則とか、林地開発のほうからいくと、いろいろの規制がかかっているんで、県のほうで動けるというんです、今度。県が今動き始まっているとい言いかたしましたけれども、具体的にどんな動き方を県はしているんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

具体的な県の現状の動きですけども、業者のほうに連絡を取って、今は行政手続法による弁明の機会を現在では与えているという動きをしております。今後につきましては先ほど申し上げたとおり、開発行為の中止、復旧措置を命ずるといようなことになってくるといわれます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） いまだに業者は動いていますよね。いまだに搬入していますよね、あそこに。2週間前ほどに見たら、バックホーが林道、国道289号線沿いの前の林道の前に林道に入れないような邪魔をいまだにしていました。あそこはこの開発業者というか、今問題になっている業者以外に前もお話ししましたけれども、地権者がいっぱいいるんです。あれ自体でも違法性がないのかとい不思議があるんですけども、あと、話聞いていたのは、地元の住民の方々に話聞いていたら、どうも隣接する土地をその業者が買いあさっている。あさるとい言いはおかしいですけども、購入しようとする動きがあるとい言いか、売ってくれないかとい言お話が来たとい話も聞きますけれども、その辺のことは把握していらっしゃるんですか、行政は。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

隣接する土地を買い求めているとい情報につきましては、村のほうでは把握はしておりません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ですから、業者、同じところか別なところか、私たちは分からないんですけれども、教えていただけないから。甲子高原の駐在所前とここの国道289号線沿いの川谷地区のこの土砂捨場の業者が一緒かどうかは分かりませんが、一緒なんですか、一緒じゃないんですか、まず聞きたいです。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 業者につきましては答弁は控えさせていただきたいと思えます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 以前もお話ししましたが、意外とこの土砂を捨てる業者というのは、そのまま逃げちゃうというパターンがあって、行政がそこを税金を払って強制的に撤去すると。

前も言いましたように、ここは阿武隈川の源流なんです。ですから、福島県の中通り地区を通過して宮城県まで行く一級河川でございまして、相当ここが汚染、汚されると影響が出ると。また、ここ水道の水源地で、これもお話ししましたが、西郡全体に水道、飲み水を供給している本当に大切な場所でございます。ですから、一日も早くこういう業者に対して停止命令措置、それにあそこまで行ったんですから、雨が降るともうまず山とか、湧き水等々ありますから、それと関連して、阿武隈川近いですから、そこに流れる可能性もあるし、近隣住民にも迷惑かける。国道289号線を通っている、会津から通っている皆様方にもいまだに雨が降った後はあの地域は土砂で国道とか、あれが大分汚されて不便な状況を来しています。あそこは人命的な危険性はないんですけれども、河川が汚染されたり、地域の環境破壊につながる。また1ヘクタール以上もあれを踏んでいて、森林とか、木をなぎ倒してあるんで、どっちからいっても環境破壊にもなりますよね、西郷でも環境条例つくってありますから、その違反もします。ですから、行政といたしましてはいち早く停止、または改善を要求すべきだと思います。

（4）に入りますけれども、今後の対応でございます。

こういうもろもろの状況がございまして、非常に西郷村側は、要は甲子高原の駐在所前の方々はもう命に関わるこういう状況になっております。ですから、今後、スピードを持ってこの対応に当たっていただきたいと思いますけれども、4番、今後の対応についてでございます。どのように西郷村行政はこの後、これに対処していくんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

村は阿武隈川源流でありまして、一級河川の源流ということで、議員今までいろいろ心配されました。私も同じ心配をしております。今後の対応ということでありまして、県町村会と県知事による意見交換の場において、私をはじめ県内各地でも首長から、そういう苦慮しているという状況の説明がされ、県に対して早期の規制条例の制定を要望したところであります。

知事も先ほど申し上げましたように、条例制定に向けた検討を示されましたので、村としてもこういった情報提供を緊密に行うとともに、早急な県条例の制定に協力するとともに、県におかれまして早く制定されるよう要望していきたく思います。

村内では、現在も土砂の投棄、盛土等が行われ、近隣住民からも崩壊の危険性を危惧する切実な声が、先ほどからお話ありますように、寄せられております。村の現状は本当に待ったなしの状況にあります。私も何とかしたいという気持ちは議員と同じであります。

しかし、現行法令等の規制が困難な状況にあることから、盛土規制法の規制区域の制定及び早期運用開始並びに県土砂条例の制定を強く要望していきたく思います。

村としても、無秩序な土砂投棄の抑止を図る上で、独自の規制条例に向け、現在西郷村の土砂等の埋立等による土砂の汚染及び災害の発生防止に関する条例をつくるよう職員に指示をし、取り組んでいるところであります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 西郷村でも条例をつくる予定だ。県を待たず、県はどうも私の県とお話ししている感覚でおりますと、この盛土規制法でまず先にこれでどこまでできるかやって、それから条例という話にいくと思うんで、県は規制条例つくるのは遅いかなと思うんですけども、その前に村がつくって、こういうのには毅然と対応して、西郷村はもう無理だよと、業者が来てもすぐ摘発されて、西郷村ではできないと、そういう状況に一日でも早くいていただきたいんで、県を待たずして村はこの規制条例つくっていただきたいんですけども。

村長、今検討、6月にはもう検討していたんですよ、村は本当は検討していたんですけども、そのときは県の様子を見てというか、県のあれを見ながらという話ですけども、もう一日も早くそれをつくって、その条例の下に業者を規制していただきたいと思うんですけども、もう一度、村長、早期に、来年を待たずして今年に臨時議会も開いていいですから。

本当に待ったなしなんです。甲子高原のほうを見ると、あの方は今日か、明日か、あさってかと毎日心配しているんですから、山にあるうちは川に流れたら大変だな、大雨降ったら大変だなという状態ですけども、今もう村民が生命を脅かされている状況にありますから、一日も早く村が規制条例をつくりまして、それにのっとって、業者の行動を取ると、あと村民の安全を確保する。

これは早くしてほしいんですけども、もう一度村長、早くつくっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員の気持ちと私も一緒でありまして、関係機関と今調整しておりまして、一日も早く条例の議案を提出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それでは、そのようにお頼みします。大変だというのは分かり

ます。罰則規定までつくと、検察庁等々の許可とか必要だという、条例つくるのに大変だというのは分かりますけれども、命の部分に関わっていますので、本当にもう一日でも早くつくっていただいて、業者をストップさせると、それと安全対策、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、通告第5、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇ 14番 大石雪雄君

1. 国民保護法について
2. 西郷村観光協会について

○ 14番（大石雪雄君） 14番、通告順に従いまして一般質問を始めます。

1点目なのですが、国民保護法についてであります。1点目が避難場所を確認するようにと国の通達があったかということではありますが、どうでしたか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） 14番大石雪雄議員の一般質問にお答えいたします。

まず、国民保護法とは、日本国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が平成16年6月に成立し、同年9月に施行されました。

国民保護法では、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃等から保護するための国や地方公共団体等の役割を避難、救援、武力攻撃に伴う被害の最少化を3つの柱として定めております。

おただしの国から避難場所について確認するようにとの通達はありましたかにつきましても、通知文、メール等を確認しましたが、国からの避難場所について確認するようにとの通達はありませんでしたが、西郷村では昨年全戸配布いたしました西郷村総合防災マップに国民保護避難所を記載して周知しております。今後も村のホームページや広報紙を通じて、武力攻撃時の避難場所の周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の再質問を許します。14番大石雪雄君。

○ 14番（大石雪雄君） 私、車で朝2人で乗っていたら、ニュースで確認をなさいたいということを示したというふうなニュースを聞きました。これは有事の際の国民保護法であって、誰もそんなに日本は危険なのかと思うような観点に立ってしまうと思うんです。それで、今、課長が申された答弁は内閣官房で出しているわけです。やはり町村は内閣官房から出ているんですから、内閣官房に電話入れるべきだと思うんです。誰か足を運ぶべきだと思うんです。今の答弁では避難場所について村民に周知をしていただくと言っていますけれども、その辺の答弁もまたお願いしたいと思えます。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、電話を入れて確認すべき、連絡をして確認すべきという点では怠っていた時点があります。その辺は今後気をつけて確認してまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○ 14番（大石雪雄君） では、避難場所についてはこの後の質問でどのような場所を確認していたのかは、この後に聞きたいと思えます。



それで、ニュースの段階で指示を出したような話をしていますけれども、都会に対して出したのか、それとも市町村を選んで出したのか、その辺については私も憶測で物を言いたくはないんですが、先般、布引山演習場で大変大きな音を上げた演習をしているんです。防衛省の一端として布引山で演習しているんですけれども、都合のいいときは音を上げていないと言いながら、あのような音を上げて、そして最近では西郷村にとっても優しくない。ぜひとも私は避難所はシェルターを防衛省にぜひ造っていただきたい。あとは、1軒1軒にシェルターを造るだけの補助をもらってほしい。Jアラートが鳴って、じゃ、防災課長の指定してきた避難場所です。実際に避難できますか。そんな関係で、一応防災課で考えている避難場所をお答えしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

避難場所につきましては、武力攻撃等において住民の避難及び避難住民等の救援を的確に実施するために、国民保護法では都道府県知事が……。

○14番（大石雪雄君） それはいいから、村でどのようなところを避難場所として認定しているのかを教えてください。

○防災課長（和知正道君） 避難場所としまして、一時避難のみ可能な施設としまして、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の熊倉小学校講堂など、8か所を指定しております。

○14番（大石雪雄君） その8か所を全部教えてください。

○防災課長（和知正道君） この8か所でございますが、熊倉小学校の講堂、西郷第一中学校の体育館、西郷第二中学校の講堂、西郷村立幼稚園、まきば保育園、上野原農民研修センター、定住促進住宅子安森宿舍集会所、そして西郷村文化センターの8か所になります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） それで、同じようなものでネットで取っていると思うんですが、武力攻撃事態等に対する避難所になりますか。そう言われても何もなきや一番いいことなんです。ただ、昨今、2か所で戦争が起きている。見るからに悲惨です。今の時代に戦争は絶対合わないと思うんです。道路は舗装になっているところを戦車が走ったり、ですから、今、国の政治も乱れていて、一方ではこういうふうな町村に市町村に、県に指示を出しておいて、勝手にニュースで言って、じゃ、何をしてくれるんだ。

ここで余談なんですけど、西郡の村長の中には亡くなられた方なんですけれども、暇があれば国の何というんですか、内閣官房とかいろいろなところを歩いて村に一つしかない予算をもらってきたという村長がいるんです。何回も行っているうちにいろんなうわさを聞くと、教えてくれるみたいなんです。県に一つしか予算はないんだけどとか、ですからやはり村長におんぶするんじゃなくて、課長もこの件については内閣官房にちょいちょい行って、防衛省も持っているんだし、武器を作っている

会社もあるんだし、どうしてもシェルターが欲しいとじゃなきゃ村民はもう守れないですよ。るる、今、課長から答弁があって、避難場所について答弁がありました。しっかり頑張っているなど、でも絶対それでは、あの映像見る限り守れるものではない。本当の避難場所は小田倉小学校の地下道以外は何もないんじゃないかと、強いて言えば、高速道路のカルバートにもうちちょっと鉄板でも敷いてもらって、扉をつけてもらって、避難する以外はないんじゃないかと。子どもは国の宝だと言われている以上、せめて夢にも見ない、私も戦争終わっていつだかも言ったように、4年後に生まれて、食べ物もない時代に生まれてきました。本当に戦争をやることによって、やらなきゃそんな心配もしないんですが、国から指示を出したという、それも信頼のある放送局が言えば、そんなに日本は危ないのかと、だからといって、国会議員、西郷村に、村長、何回ぐらい顔出していますか、村長が就任してから、村長、困ったことはないですかと来ていますか。何回ぐらい来ましたか、国会議員の名前はいいです。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

何回かというお尋ねでありますけれども、来られなくても私行ったときもありますし。

○14番（大石雪雄君） 来た回数。

○村長（高橋廣志君） 来た回数はちょっと。

○14番（大石雪雄君） ないでしょう。

○村長（高橋廣志君） あります。

○14番（大石雪雄君） 何回ですか。

○村長（高橋廣志君） そのたびに西郷村に立ち寄っていただきまして、いろいろお話をさせていただいております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ちょっと安心しました。村長が行かれるのは大変相手もうれしいように、やはりこういうふうに関国自体が変なところで国がごちゃごちゃしている時代ですから、信頼性はないし、もう政治家に対する信頼性が失墜している中で来ていただいていると。そして村長も相談者として話もできる。それがやはり政治家の姿勢であり、村長の姿勢だと思います。

それで、有事に関しては三十何年間の議員生活の中で、3回か4回やっていると思うんです。だんだんシェルターの話まで来ちゃっていると。村も不交付団体になって、不動産、固定資産税の増加、いろいろ考えてやっていると思うんですが、村長、何かいい方法ないですか。防災拠点の西郷村役場できるのがいいんですけれども、防災拠点というだけで守れますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、新庁舎につきましては、災害起こったときのどうするかということを入

ておりまして、有事に対することについては今のところ庁舎には考えていない状況であります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私、庁舎建設に当たっては、庁舎の下にシェルターを造って2万人の入るシェルターを造ってその上に庁舎があったらどれぐらい安全性に優れた庁舎になるかなという話もしたこともあるし、もちろん無理を承知で私は言ったつもりでもあります。

ただ、本当に、戦争は嫌いだと言いながらも、家庭においては子どもが兄弟げんかしたり、夫婦が意見が合わなくてけんかしたりしています。やはりそれも戦争だと思ふ。だから国全体が仲よくしていけば、こんな心配はすることはないし、雲をつかむ話であって、妥当な話ししているとは思えないんですが、やはり課長が言うように、生命、身体、財産を守るためには、やはり行政が先頭になって考えていかなくてはならない反面もあるんじゃないかなと。

個人的にはシェルターを造ってそこに食品を入れている方もいるようですが、平和ぼけしている日本人だからこそ、それは私ですから、だから全体じゃなくて、そのように思われる節もあると思いますので、今後さらに研さんして、今後の時代を先取りして、生命、身体、財産を守るポイントを目指してほしいということで、この件については終わりたいと思います。

次にですけれども、西郷村観光協会についてであります。

どの場所でどのような仕事をしているのかということで、質問に入れてあります。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

観光協会はどの場所でどのような仕事をしているかということでありますけれども、西郷村観光協会は平成30年度までは役場本庁舎の1階、商工観光課と同じ執務室において事務を行っておりました。

平成31年、令和元年度の組織の見直しに伴い、商工観光課と農政課を統合し、産業振興課へと再編したときに、西郷村商工会館の2階に執務室を移転して事務を行っております。

次に、どのような仕事をしているかということでありますけれども、業務の内容につきましては、村内外でのイベント実施、観光PR活動、観光パンフレット等のPR資材の制作、観光地の清掃活動などが主な活動になっております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私も場所についても知っています。行ったこともあります。

そんなことで、余談なんですけど、今、西郷村は130年以上たっていますかね、西郷村となって130年ぐらいですか、130年超えましたか。1期目のときに100周年を経験しているんです。私は30年前に村で作っていただいた名刺です。30年以上かな、1期目でしたから。

何と書いてあるかと言ったら、文教厚生委員のままの委員長も何もやっていません

から、そのまま使っているんですが、新幹線と伸び行く西郷村なんです。それも100年間に伸び行く西郷村として名刺をワンポイントを入れて作っていただいたものなんです。ということは、私はこれは遺言だなと。西郷村、伸び行く西郷を目指していこうと、100年間。そのときに私は思いました。ボーイズ・ビ・アンビシャス、少年ではありませんが、もう38でしたから、でも、そう思いました。いつの年になっても、やはり少年よ、大志を抱け、私は多分もう何といたしますか、もうおじちゃん、大志を抱けになるかもしれません。

ですが、そういう観点から行くと、やはり環境省からの西郷観光協会でありますけれども、これは日本全国一緒なんです、観光協会は。そういう点からいくと、いささかあの場所でいいのかと。重いドアで通路には窓一つない。やはり適正な場所で適正な仕事をしていただくというのも一つかなと。多分適正な仕事はしているでしょう。

いろいろ観光協会の業務の理解ということであります。観光地域づくりの推進、広域観光の推進、旅フェアの開催、人材の育成、公益事業、観光ネットワークの整備、訪日外国人観光客の誘致、特に台湾、さらに観光基本計画の推進を地域振興に係る事業等について支援協力を行っていくと。これはるるいろいろ書いてあります。

新白河駅前に、まちおこしセンターあります。まちおこしセンターの中に入って、いろいろパンフレットあるんですが、パンフレット1枚も置いていないんです。あそこの待ち合わせ場所は、白河市のためにある町おこし場所で、コミネスのポスターが3枚も4枚も貼ってあって、中にパンフレットが置いてある場所には西郷村からの1枚しかないと、あとは白河市。観光協会には、前年度の決算から見ると、1,152万1,000円、野球選手の契約金から見たら微々たるものだと思うんだけど、努力が見えないんです。どう思いますか、村長。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 努力が見えないということ、ご指摘も承りながら、先ほどお話ししましたように、あらゆる活動をやっていることも事実でありまして、見えないと言われますと、やはり努力が足りないと、私もそれは認めます。

それで、まちおこしセンターについてパンフレットないというのは非常に残念で、私もこれは早急にパンフレットを置くように指導してまいりますので、よろしくお願い致します。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長、決して責めているわけではありませんから、その辺は会長であるし、やはり村長に聞かないと産業振興課の方には聞いても分からないところいっぱいあると思うんで、分かる限り答弁よろしく願いいたします。

ガラス越しに観光協会と書いてあるのはポスター1枚なんです。そのポスターも雌滝・雄滝、そして熊の滑り台だけですか。それは何というんですか、遊歩道の中の部分だと行ったんだと思うんですが、雌滝・雄滝は入れるんですか。聞くところによるとひもを伝わっていかなきゃならないと、ひもを伝わっていくんないいけれ

ども、今は入れない状態だとも聞いているんですが、そんなポスター何日置いているんですか、もうずっとです。

これも私はボーイズ・ビ・アンビシャスからいくと、何で那須山を利用しないんだと、西郷大橋から見た那須山、そして何で新幹線を表に出さないんだと。そしてにしごうをさいごうと間違っ随分いろんなところでさいごうむら、さいごうむらと出ていますけれども、ひらがなで西郷村のところににしごうと書いたらいいんじゃないですか。さいごうむらではありませんと、にしごうむらですと、やり方は何でもあると思うんです。だから努力がないと私は思うんです。

さらに、これも私の発想だから、村長責めているわけじゃないですから。

東京は再開発でもう緑の場所も何も多分、何というんですか、東京の町ではないけれども、競り合っているいろいろ再開発してくると思うんです。すると緑もない、公園もないと。西郷村は緑あります、水があります。だから、あのねころんぼ広場を恋人たちの聖地と、村長、今、おまえ、年の割にはすごいこと言うなどと言われるかも分からないですが、あそこで星を眺めてみようと、寝転んで。そして、キャンピングカーを、1億何千万円も造ったあのトイレと駐車場利用して、そしてキャンピングカーを入れて、宿泊する人はコテージにどうぞお泊りください。今はキャンピングカーのブームです。やはり政治というものは、過去と現在と未来を見詰めなきゃならないというのは、私はそれを建前で生きています。

だから、キョロロン村が国からも県からも村からで、50億円近く恐らくかかっているでしょう。あれも、新幹線が新白河駅に停まると同時に、自慢の一つのキョロロン村だったんです。県でああいう施設に予算を出したのは西郷村だけですから、国も多分そうだと思うんです。だから、キョロロン村として今整理の段階に入っている以外でねころんぼ広場、そして駐車場、トイレ、コテージ、利用すれば立派な俺は施設になると思うんです、金もかからないし。

那須塩原に川に触れ合う場所があるんです。近くに温泉があって、そこには自動駐車場を造って、人は誰もいないんですから、中に入るのにカード取って、そして出る時にそれでお金を払って、それも砂利道ですよ。砂利道にそれがついているだけです。そして、余笹川ですか、あれは何川になるんですか、那珂川ではないですよ、カジカがいるんです。水遊びをしたら温泉にどうぞと。だから、キャンピング場を造ってキャンピングカーを入れれば近所の旅館、また奥甲子の秘湯にも行くだろうし、その下のほうの温泉にも利用価値あるんじゃないかというのと、いろいろ利用できるんです。

ですから、やはりフットパスをやって、ある方が言っていました。川谷を歩いた人なんです、都会の人なんです、PRすれば何ぼでも住む人いるんじゃないですかと。村長もその辺の話はどこかで聞いていますか。フットパスでは。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今、フットパスのお話ありました、今年フットパスの全国大会ということで開催させていただきました。8つのコースあります。私も1つ、上野原

のコースは歩きましたけれども、上野原は馬に関する歴史を学んだコースでありまして、本当に村は3つの顔ということで、大自然、そして田園風景、駅前ということで、それを利用した8つのコースがありまして、やはりすばらしいなと思っております。おもてなしもしていただきまして、盛況に終わりましたので、この資源をもっともっと有効に利用していきたいなという考えをしております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 話が長くなってきました。

そんな中で先ほど言った、観光協会の業務の中で訪日外国人観光客の誘致ということで、これは日本観光協会全体が仕事の中で考えていることだと思うんですが、村長、来年度から台湾とベトナムから直通便が出るのはご存じでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

台湾からのチャーター便というのは理解しております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私はある機会に台湾に行っているんです。韓国もフィリピンも中国も、海外あとどこか、タイです、ある機会をいただいて行っています。まず、西郷村みたくいつだかいったように、水の豊富な、まして村でこれだけ水の豊富なものはどこの国に行ってもないです。あと緑。大体タイなんかは、廃材を買っているんですから、日本は廃材どころじゃない、家を壊すのには、お金取られているんですから、その廃材を買っているんです。だから、そういうところからいくと、もっともっとPRを、そんな滝じゃなくて、那須山を映して、新幹線映して、これは俺の発想ですけども、それでダムも3つも映して見なさい。そして空港に置いたら、飛びつく人出てくると思います、私。もっと考え方、だから過去、現在、未来を見詰めてやりましょう。

あと、最後になりますけれども、観光協会の場所をずらさないですか、どこかに。ということは1つに観光案内というのがあるんです。案内所の役割もあるんです。どれぐらいの人が、あそこに案内所に行っていますか。それを聞いても村長分からないだろうし、もうすぐ時間ですから、12時で終わりますけれども、言いたい放題で言わせてもらえば、やはり観光は税収は上がらないかも分からないけれども、村のPR、例えばさっきの台湾からの客を呼ぶんだったら、ホームページ見ると、行こうぜ、下郷、寄らし、西郷かな、何で行こうよ、下郷なんですか、下郷よりは立派なダム持っているんです。だから、そういう基本的なことをもうちょっと、誰も何も言わないし、静かだし、最高の場所だと、あのドアを夏は空けているんですか。誰でも入りやすくドアを開けて、とにかくこっちはガラスないでしょう、全然、中見えないんですから。

できればもう一回、商工観光課と一緒に仕事をしていただいて、そしてお互いに共通点を見いだして、いい方向に進めるように、お願いして、私の質問は終わります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） これより、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、通告第6、1番小澤佑太君の一般質問を許します。1番小澤佑太君。

◇1番 小澤佑太君

1. 体育施設について
2. パートナーシップ制度について
3. 行政区について

○1番（小澤佑太君） 1番、参政党の小澤佑太です。通告に従い、一般質問を始めます。まず、体育施設について伺います。

現在の西郷村公共施設予約案内システムについてですが、村民体育館や球場等のいわゆる社会体育施設の予約状況はネットで確認できるんですが、学校体育施設についてはネットで確認できないのが現状です。せっかく現行の予約システムがあるので、学校体育施設の予約状況もネットで確認できる使用へ変更することはできないか、伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） 1番小澤議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、学校体育施設の使用方法的概要をご説明いたします。

各団体が学校体育施設の予約をする場合は、各団体が施設管理者である各学校に使用申請を行い、各学校の事務手続きを経た後、使用することができます。また、生涯学習課へ各学校から申請書の控えが提出されますが、先ほどご説明いたしましたとおり、各学校での事務手続きを経た後に提出となりますので、各団体が予約をするに当たり最新の予約状況を把握する場合は各学校の窓口を確認する必要があります。

議員おただしの、各学校体育施設の予約状況をインターネット上で公開することは先ほどの申請方法及び各学校の事務手続きとの兼ね合いもあり、最新の情報を公開できない場合がありますので、現在まで実施には至っていない状況であります。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君の再質問を許します。1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 私も最近この予約システムを使い始めたばかりで、初見では、予約状況を確認する画面にすらたどり着けず、担当課の方へ教えていただきながらやっとたどり着けたわけなんですけど、もう少し初見の方にもやさしく分かりやすいような、ページ誘導するような形式へ変更できないか、伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。

村のホームページ上において、予約システムに該当するページを見つけにくいとのことでご質問でございますが、村ホームページのトップページに予約システム、または関連ページまでのバナーやショートカットを表示することで対応が可能と思料されますので、今後はより見つけやすいよう、情報管理者と協議検討をしてみたいと思います。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） この予約システム自体、そもそも体育施設の予約のためにつくられたものではないと思うので、このあたりの仕様変更は難しいかもしれませんが、



できれば、社会体育施設、学校体育施設ともに予約の状況の確認を一括してできる状態が利用者目線からは望ましいと要望して、次の質問へ移ります。

次に、村民体育館のトレーニングルーム設備、トレーニングルームの環境について伺います。

現在のトレーニングルームはマシンが5台新設され、以前に比べれば、トレーニング環境は向上されている一方、ベンチプレスやスクワットなどのいわゆるフリーウェイトに使用するパワーラックやスミスマシン、スクワットラックなどは老朽化が進み、高重量トレーニーの安全性が損なわれているように見受けられます。

フリーウェイトトレーニングで特に重要なのは、セーフティーバーの利用であり、これは急な筋力低下やバランスの崩れ、疲労によってバーベルを制御できなくなった場合の安全確保に欠かせません。現在のトレーニングルームのパワーラックにおいては貫通式のセーフティーバータイプで調整が面倒で調整を省略して利用するケースも見受けられます。セーフティーバーを使用しないでトレーニング中にけがや死亡した事例もありますので、簡単に高さ調節が可能な着脱式のセーフティーバータイプのパワーラックの変更へ要望します。

ほかにも、スミスマシンはマシン自体がふらつき不安定であること、ベンチ第二はシート部が欠損していることやスクワットラックにはそもそもセーフティー器具が存在していないなど、早急な対応が求められますが、現時点で改善する予定があるか、伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。

生涯学習課といたしましても、トレーニング器具が老朽化していることを認識しておりまして、昨年度はトレーニングマシンの更新を行ったところでございます。また、議員おただしのフリーウェイト器具の老朽化につきましては来年度新たな器具の追加、更新を予定しております。生涯学習課といたしましても、今後も利用者のニーズに沿えるような施設づくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） トレーニングの安全性は非常に重要なので、今後とも利用者の安全性とニーズに見合った環境を構築していただき、器具やマシンの定期的な管理もお願いします。

また、このトレーニングルームは1時間で100円と破格の使用料ですので、最近のジムですと1か月で七、八千円かかりますので、ぜひ村民の方へ利用していただきたいと思います。そのためにも週に五、六回の高頻度でトレーニングを希望する利用者の施設利用時の手間を軽減するために、定期的な利用者には顔写真付きの申請カード等発行して、施設利用時の手続の手間を省略するとさらに利用率は増えると思いますが、申請カード等を導入する意向があるか、伺います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。現在、トレーニング室を利用する際

には、その都度使用申請書に記載をいただいているところがございます。議員おただしのおおりに、トレーニング室は週に数回利用される方もおられますので、都度記載されるのは不便に感じられるものと思料されるところがございます。申請書記載省略のため、登録制のパスカードを発行することは利用促進も図ることが可能と思われまますので、導入について今後検討してまいりたいと思ひます。

また、半年券等のフリーパスの導入についても併せて検討していきたくて考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） トレーニングルームの利用促進が図れば、先ほど話したフリーウェイト器具を購入しても、すぐにペイできると思ひますので、ぜひ導入していただきたいと思ひます。

また、緊急時の対応に備えて、緊急ブザーの設置やあとは、トレーニングルームにエアコン等ないので、夏は暑苦しく冬の暖房設備は石油ストーブとトレーニング環境の快適性は皆無であるため、冷暖房兼用の羽根なしのセラミックヒーター等購入して利用者の快適性向上に努めていただきたいことをお伝えして、2つ目の質問に移ります。

次に、パートナーシップ制度について伺ひます。

福島県伊達市では、来年1月4日より性別に関わらないカップルの関係を公的に証明するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が開始され、福島市と富岡町は導入を検討しているそうです。私が最近目にしたのが、ブライダル情報紙、ゼクシィが「あなたが幸せならそれでいい」という屋外広告のキャッチコピーを出しており、法律婚はできなくても、自分たちなりの幸せを体現している人たちを応援したい。多様なカップルの選択を当たり前として受け入れる世の中になってほしいという願ひが込められているようで、私も性的マイノリティーの方への理解は深めていくべきだと思ひていますが、西郷村としてはパートナーシップ制度の導入に関してどのようなスタンスであるか、村長に伺ひます。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 小澤議員のパートナーシップ制度のご質問にお答えいたします。

日本には、法的に同性同士の婚姻が認められていないことから、性的マイノリティーカップルにつきましては税の配偶者控除、相続、子どもの共同親権など、婚姻しているような事実関係があるにもかかわらず、様々な制約が課せられています。この性的マイノリティーのカップルを婚姻相当の関係にあると公的に認めていくのがパートナーシップ制度で、婚姻とは違ひますが、自治体が独自に規定し、2人の関係性を認めるという形になっております。

パートナーシップ制度は平成27年に渋谷区と世田谷区で始まっており、渋谷区とNPO法人にじいろダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査によりまますと、令和5年6月28日時点で、全国の328自治体で導入しており、先ほど議員もお話ししましたように、福島県においても伊達市が令和6年1月4日から県内

で初めて導入されるほか、福島市でも来年度の導入を目指しており、富岡町でも検討されているということでもあります。

この質問のパートナーシップ制度の導入につきましては、報道の影響等もあり、多様な性について知ること、理解することは、昔と違い、若い人ほど受け入れやすい状況にあるかと感じておりますが、制度導入に当たっては若い方に限らず、広く家庭や学校、企業においてもこのような考え方が浸透する取組も重要であります。その上でパートナーとして認定後、婚姻相当の関係として西郷村において公的サービスや民間サービスを含め、実際に何ができるかを考え、制度に反映していくことで利用したいと思う制度にしていくことが必要であります。

そのためにも、まずは村民の方々に性の多様性について正しく理解し、認識を深められるよう性的マイノリティーの人権を守る運動などの啓発活動を行い、制度導入については住民の意見、要望を踏まえ、さらに村の体制整備も含め、様々な課題を整理し、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 我が参政党は、2023年6月に国会で成立した性的マイノリティーに対する理解を広めるためのLGBT理解増進法には、国政政党で唯一最初から最後まで一貫して反対の立場でしたが、それと性的マイノリティーの方への理解を深めていくことは切り離して考えていかなければいけませんので、マザーテレサの名言に愛の反対は憎しみではなく、無関心ですとありますが、性的マイノリティーの方々は自らの性的志向を公表することが困難な社会で生活しています。そのため、このような制度導入を自ら行政に求めることは非常に難しいと思いますので、現在は幸せの定義も多様化しており、慎重には取り組んでいただきたいですが、導入に関しては積極的に、そして検討ではなく、ぜひ実現していただきたいことをお伝えして、最後の質問に移ります。

最後は、行政区についてです。

ライフスタイルの多様化や共働きなど、家庭の事情によって地域活動に参加できない方が増加している中で、行政区への加入率が減少傾向にあると思いますが、行政区の現状と今後の課題について伺います。

まず、若い世代はそもそも行政区へ加入するメリットが分からない。加入しなくても困らないといった理由から、行政区へ加入しない傾向にあります。その背景には、平日は仕事に追われ、休日は家でリラックスしたいと考える方や土日に働いているために活動に参加することが難しい方、地域でのコミュニティーよりもプライベートを重視したいなどの理由が上げられます。また、現在ではネット上で地域情報を手に入れることが可能であり、そのため、行政区への参加メリットを感じないという声もあります。

さらに、高齢者が増加すれば、担い手不足が起きる一方で、業務量が減るわけではないため、参加者が負担を感じるケースも増え、行政区加入率がさらに低下すると思われるのですが、現在の行政区への加入率と推移を伺います。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 1番小澤議員のご質問にお答えいたします。

西郷村の行政区の加入率でございますけれども、村内52行政区全体の過去5年間の行政区加入率は、いずれも4月1日現在で、令和元年度74.7%、令和2年度75.5%、令和3年度74%、令和4年度74.5%、令和5年度72.9%となっております。

また、令和5年度の行政区ごとの加入率に関しましては、一番高い行政区が100%、一番低い行政区で43.3%となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 加入率が約7割ということで、もちろん行政区への加入は強制ではありませんが、私は災害時のセーフティネットとしての機能や地域の防災、防犯、治安維持の観点から行政区への加入は100%が望ましいと感じますが、それと加入に伴う負担やデメリットを天秤にかけた際に明らかに加入後の負担が勝っているのは事実だと思います。そもそも村が行政区へどこまで介入するのが望ましいか難しいところではありますが、会費の集金や児童登校時の旗振り、村内一斉清掃や回覧板など、現状維持ではさらに加入率低下を招き、将来的に自治会としての機能を失う可能性もあるので、行政区への加入ハードルを下げるという意味でも、村として行政区への負担軽減、活動のスリム化へ協力するお気持ちがあるか、村長へ伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

加入率75%という回答をさせていただきました。行政区についてはライフスタイルや価値観の変化に伴い、地域活動に関心を持たない方が増え、加入しないという住民の方が増えているのが現状であります。行政区は地域に住む人たちが自主的に運営される最も身近な組織であり、日頃の交流を通じ、地域の様々な課題の解決のために協力し、特に防災や防犯など、安全・安心な地域づくりをするために不可欠な組織でもあります。

また、村では行政区の皆様にも、交通安全運動期間中の街頭活動や一斉清掃などのご協力をいただいております。さらには行政区ごとに、それぞれの地域の実情に応じた環境整備などの活動にも協力をいただいております。各ご家庭のご事情もあり、こうした行政区の活動に参加することが負担となっているケースもあるかとは思いますが、活動を通して実際に顔を合わせ、地域内の情報共有を図り、コミュニティーをつくっていくことで安全・安心な生活を確保することにつながると考えております。

村では、月2回、行政区長の皆様にも行政区への回覧及び配布文書の配布をお願いしております。現在、全ての方に情報が行き渡るように、紙での配布をしております。また、ホームページや防災infoにしごう、SNS等の活用により、情報ソースを多様化し、情報弱者がでないよう配慮しながら、文書配布については全戸配布を減ら

し、回覧文書を増やすよう心がけ、行政区長の皆様のご負担を軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

行政区は地域の自主組織のため、村が行政区の活動内容に口を挟むことはできませんが、今後とも行政区長さんと情報共有を図り、地域の実情に合った行政区活動が円滑に実施されますよう支援してまいります。

また、行政区の加入率についても、村や行政区が加入を強制することはできませんが、行政区は防災や防犯などの安全・安心な地域づくりを進めるためにも不可欠な組織であると考えておりますので、行政区に加入された方が入ってよかったと思えるような、行政区の実情に合った魅力のある組織づくりを支援してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 私も、この質問をこの場に上げていいものなのか、この場に投げて何か解決するのか、少し悩みましたが、これは少し選挙への投票率と似ていると思っていて、自分の地域における興味や関心、思い入れが欠けていることが問題だと考えており、先人たちが築き上げてきた今の西郷村を、我々世代は先人たちの思いと一緒に次の世代に引き継ぐ使命があると思うのですが、この現状であると、いずれ途絶えてしまうのではないかと危惧しております。やはり時代の変化に合わせて行政区の在り方も変えていかなければ、これからの世代が日本人としてのアイデンティティーやふるさとを思う心が根付いていかないのではないかと懸念で、そういう意味でも、この質問は、これからの西郷村民がこの時代に合わせて変化していけるかの問いになればと思っています。

議員も、執行部も、各行政区に携わる方々も、この村をよくしていきたいという気持ちは同じだと思っていますので、この村で生まれ育ってよかったと思える子どもたちが一人でも増えるように、まず我々大人たちが変化を恐れず、未来に向けた選択をしていただきたいという私の思いをお伝えして、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君の一般質問は終わりました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案 10 件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案を配布しますので、暫時休憩いたします。

（午後 1 時 23 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 1 時 25 分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第 81 号～議案第 90 号）

○議長（真船正晃君） ただいま追加提案されました議案 10 件につきましては、日程第 1 の次に追加日程第 1、議案第 81 号から追加日程第 10、議案第 90 号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正晃君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日、追加提案いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

提出議案は、議案第 81 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ほか、条例の一部改正 3 件、工事請負契約 1 件、令和 5 年度補正予算 5 件の計 10 議案でございます。

議案第 81 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 82 号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。福島県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員に準じ、議会議員及び村長等の期末手当に係る支給率を引き上げることについて、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 83 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。福島県人事委員会の勧告により、職員の給与について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 84 号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります。一般職の職員に準じ、会計年度任用職員の報酬の額及び期末手当の支給率を引き上げることについて、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 85 号 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業令和 5 年度施工雪割橋公園整備工事（第 1 工区）請負契約についてであります。雪割橋の公園工事について議会の議決に付すべき工事請負契約案件であるため、議決を求めるものであります。

続きまして、議案第86号 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

令和5年度西郷村一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,351万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を156億6,951万9,000円とするものであります。今回の補正予算につきましては、福島県人事委員会からの職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告、勧告に基づき、増額の補正を行うものであります。

次の議案第87号から議案第90号までの特別会計、企業会計補正予算につきましても、一般会計と同様の補正を行うものであります。

以上が、本日提案の議案の大要でございますが、細部につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第81号から議案第84号に対する細部説明を求めます。

総務課長。

（参事兼総務課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第85号に対する細部説明を求めます。

産業振興課長。

（産業振興課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第86号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第87号に対する細部説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第88号から議案第90号に対する細部説明を求めます。

上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 以上で、細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、予定した一般質問は本日で全て終了いたしましたので、12月13日につきましては議案調査日とし、休会といたします。

また、12月15日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時49分）

